

市民の皆様へ

収入の減少により生活が困難な世帯への貸し付け（緊急小口資金）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、無利子の貸し付けがあります。

- 貸付上限
 - 学校等の休業、個人事業主等 = 20万円以内
 - その他 = 10万円以内
- 返済期限 2年以内

問 鹿屋市社会福祉協議会 Tel 0994-44-2277

失業等により日常生活の維持が困難な世帯への貸し付け（総合支援資金）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する無利子の貸し付けがあります。

- 貸付上限
 - 2人世帯以上 = 月20万円以内
 - 単身 = 月15万円以内
- 貸付期間 原則3か月
- 返済期限 10年以内

問 鹿屋市社会福祉協議会 Tel 0994-44-2277

離職等により住居を失った人への支援（住居確保給付金）

離職又は事業の廃止等により、住居を失った又は失うおそれが高い世帯に対して、安定的に就職活動を行うように、家賃相当額を支給します。

- 支給基準額
 - 単身 = 24,200円
 - 2人 = 29,000円
 - 3～5人 = 31,500円
 - 6人 = 34,000円
 - 7人以上 = 38,000円

●支給期間 原則3か月

※一定の要件を充たす場合、3か月ごとに延長可能
※最長9か月

●支給要件

- 雇用主や発注元などから勤務日数や就労機会を減少させられた人、又はやむを得ない理由により就労の機会が大幅に減少した人
- 申請月の世帯の収入合計額が、基準額（市民税均等割が非課税となる収入額の12分の1）と支給基準額の合計額以下であること
- 世帯の預貯金額が支給基準額の6倍以下であり、100万円以下であること

問 市福祉政策課 Tel 0994-31-1113

事業者の皆様へ

休業手当金等を助成します（雇用調整助成金）

売上高の減少等により、休業した従業員に支払う休業手当金等の一部を助成します。

- 対象事業者 市内に主たる事業所がある法人・個人事業主
- 要件

直近1か月の売上高が前年同月比でマイナス5%以上

●給付額（1人1日当たり上限8,330円）

区分	助成率	解雇等を行わない場合
中小企業	休業手当等の5分の4	休業手当等の10分の9
大企業	休業手当等の3分の2	休業手当等の4分の3

問 鹿児島労働局 Tel 099-219-8713

問 ハローワークかのや Tel 0994-42-4135

資金繰りを支援します

●対象事業者

市内に主たる事業所がある法人・個人事業主

●要件 売上高が前年同月比でマイナス5%以上

●融資 実質無利子・無担保・保証料無料・返済据置等を備えた各種融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付・鹿児島県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金など）

●融資相談窓口

日本政策金融公庫鹿屋支店（Tel 0994-42-5141）
又は各金融機関

問 市商工振興課 Tel 0994-31-1164

※その他の支援等の詳細は、市ホームページをご覧ください。



※今後の国や県、市の支援等については、随時お知らせいたします。

「緊急事態宣言」が発令されました

4月16日、新型コロナウイルスの感染者急増を受け、鹿児島県を含む全都道府県に緊急事態宣言（～5月6日）が発令されました。以下のことに注意して、感染予防対策に努めましょう。

1. 「県外への移動」はやめましょう

通院や食料品、医薬品など生活必需品の購入、仕事以外は可能な限り、不要不急の外出を控えましょう。また、都道府県をまたいで移動することは絶対に避けましょう。

2. 「3密防止・咳エチケット」を心掛けましょう

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫しましょう。また、咳やくしゃみをする際には、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖などを使って口や鼻を抑えましょう。

- 3つの「密」
- ①換気の悪い「密閉空間」
 - ②多数が集まる「密集場所」
 - ③間近で会話等をする「密接場面」

3つの条件がそろった場所がクラスター（集団）発生のリスクが高い！



3. 「誤った情報」に気をつけましょう

「市内で感染者が報告された」という情報が広がっていますが、**令和2年4月20日時点で、市内での感染者は報告されていません。**このような誤った情報に惑わされないように、国・県・市のホームページなどから正しい情報を入手して冷静な行動を心掛けましょう。



▲市ホームページ

4. 異常を感じたら「すぐに相談」しましょう

体調の異常を感じたら、すぐにかかりつけ等の医療機関に相談しましょう。次の症状にあてはまる方は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

○風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲まなければならないときを含む）

○強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※高齢者や基礎疾患等がある方は、上記の状態が2日程度続く場合

※妊婦の方は早めの受診を心掛けましょう。

問 帰国者・接触者相談センター（鹿屋保健所） Tel 0994-52-2106



○主な公共施設の閉鎖・休園（～5月6日）

緊急事態宣言の発令に伴い、市内公共施設を閉鎖・休園しています。

・対象施設 リナシティかのや（各プラザ）、市立図書館、かのやばら園、市中央公民館、

各地区学習センター、輝北コミュニティセンター、吾平振興会館、串良町公民館 など

※その他の施設は市ホームページでご確認ください。なお利用については、各施設にお問い合わせください。



▲対象施設